

浦和東部地区元気アップネットワーク会則

(名称)

第1条 この会は、浦和東部地区元気アップネットワーク（以下「元気アップネットワーク」という。）と称する。

(事務所)

第2条 元気アップネットワークは、事務所をさいたま市浦和区東部圏域地域包括支援センタースマイルハウス浦和内に置く。

(目的)

第3条 元気アップネットワークは、浦和区東部地区の住民に対し、健康の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 元気アップネットワークは、第3条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 地域住民の健康づくりに関すること。
- (2) 関係機関・団体等の連絡調整に関すること
- (3) その他健康づくりの推進・啓発に関すること

(会員)

第5条 元気アップネットワークの目的に賛同し、そのための活動を積極的に行う団体や個人は会員となることができる。

(役員)

第6条 元気アップネットワークに、次の役員を置く。

- (1) 代表 1名
- (2) 運営委員 若干名
- (3) 監事 2名

2 代表は、元気アップネットワークを代表し、業務を総理する。

3 運営委員は、総会の承認を得て代表が委嘱する。

4 運営委員は、元気アップネットワークの業務を執行する。

5 監事は、業務及び会計を監査する。

(役員任期)

第7条 役員任期は、2年とする。

2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(アドバイザー及びオブザーバー)

第8条 元気アップネットワークに、アドバイザー及びオブザーバーを置くことができる。

2 アドバイザー及びオブザーバーは、運営委員会の承認を得て代表が委嘱する。

(会議)

第9条 会議は、総会、運営委員会及び全体会とする。

(総会)

第10条 総会は、会員で構成し、代表が招集して次の事項を審議決定する。

- (1) 会則の制定及び改廃に関する事。
- (2) 事業計画及び事業報告に関する事。
- (3) 予算及び決算に関する事。
- (4) 役員を選任に関する事。
- (5) その他重要事項に関する事。

2 総会は、会員の過半数が出席しなければ開会することができない。

3 総会の議事は、出席者の過半数をもって決定する。

4 やむを得ない事由により会議に出席できない場合は、代表又は他の出席者を代理人として表決を委任することができる。この場合における前項の適用については、会議に出席したものとみなす。

(運営委員会)

第11条 運営委員会は、運営委員及び事務局で構成し、次の事項を審議決定する。

- (1) 団体又は個人の入会及び退会に関する事。
- (2) 元気アップネットワークの業務執行に関する事。
- (3) その他代表が必要と認めた事。

(全体会)

第12条 全体会は、原則として会員全員が出席するものとする。

2 全体会は、必要により定期的に開催する。ただし、会員の求めに応じて臨時に開催することができる。

3 全体会の議事は、出席者の過半数をもって決定する。

(代表の専決)

第13条 代表は、会議を招集するいとまがない場合の事項又は軽易な事項については、これを専決処分することができる。

2 代表は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の会議に報告し、承認を得なければならない。

(経費)

第14条 元気アップネットワークの経費は、会費、補助金、寄付金その他の収入をもって充てる。

(事業年度)

第15条 元気アップネットワークの事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第16条 元気アップネットワークは事務局を置くものとする。

2 事務局長その他の者は代表が委嘱する。

(細則)

第17条 元気アップネットワークの運営に関し必要な事項は、代表が別に定める。

附 則

この会則は、平成25年8月4日から施行する。

附則

この会則改正は、平成26年1月25日から施行する。